

## 職員給与規程

(平16規程第13号 平成16年4月1日)

改正 平16規程第100号 平成16年12月15日

平17規程第7号 平成17年4月1日

平17規程第40号 平成17年12月1日

平17規程第58号 平成18年3月30日

平18規程第7号 平成18年5月1日

平18規程第22号 平成18年9月20日

平18規程第63号 平成19年3月13日

平18規程第77号 平成19年3月30日

平19規程第86号 平成19年12月1日

平19規程第93号 平成20年2月1日

平20規程第3号 平成20年6月1日

平21規程第6号 平成21年7月1日

平21規程第38号 平成21年11月24日

平21規程第64号 平成22年3月31日

平22規程第33号 平成22年11月18日

平23規程第10号 平成24年3月21日

平24規程第11号 平成24年6月25日

平24規程第34号 平成25年2月6日

平25規程第73号 平成26年3月24日

平26規程第13号 平成26年11月17日

平26規程第39号 平成27年1月28日

平26規程第72号 平成27年3月31日

平27規程第15号 平成28年1月22日

平27規程第38号 平成28年3月29日

平28規程第9号 平成28年12月1日

平29規程第29号 平成29年12月20日

平30規程第10号 平成30年11月14日

平30規程第16号 平成31年1月18日

令1規程第48号 令和元年12月1日

令1規程第94号 令和2年3月31日

令1規程第99号 令和2年4月1日

令2規程第26号 令和2年9月25日

令4規程第8号 令和4年8月1日

令4規程第21号 令和4年9月7日

令4 規程第40号 令和4年10月1日  
令4 規程第63号 令和4年12月5日  
令4 規程第101号 令和5年3月31日  
令5 規程第39号 令和5年11月29日  
令6 規程第41号 令和6年7月25日  
令6 規程第49号 令和6年8月30日  
令6 規程第64号 令和6年11月28日  
令6 規程第106号 令和7年3月31日  
令7 規程第20号 令和7年7月24日  
令7 規程第39号 令和7年10月1日  
令7 規程第61号 令和7年11月26日  
令7 規程第80号 令和8年3月4日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）において定年制職員（研究系）就業規程（平25 規程第80号）第30条第2項、定年制職員（技術・事務系）就業規程（平25 規程第81号）又は学術研究船船員就業規程（平16 規程第11号）の適用を受ける者（以下「職員」という。）の給与について定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第1条の2 この規程において使用する用語は、定年制職員（研究系）就業規程、定年制職員（技術・事務系）就業規程及び学術研究船船員就業規程において使用する用語の例による。

### (職員の給与)

第2条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、超過勤務手当、休日勤務手当、深夜手当、潜水手当、放射線業務手当、役職手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、船舶衛生管理者手当、在船当番手当、年次有給休暇中の船員に対する食費、期末手当及び業績手当とする。

3 機構は、人事院により国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条第2項に基づく勧告がなされたときは、当該勧告の内容を勘案して職員の給与に対し、増額又は

減額を含む変更を行うことができるものとする。

4 前項による変更は、原則として前項の勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等が改正された年度に実施する。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が機構において、職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはできない。

（給与の支給）

第4条 職員の給与は、法定控除の項目及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条の規定に基づく労働者代表との書面による協定によって控除することに同意を得た項目を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。ただし、第22条の船員手当を支給されている職員（以下「船員」という。）については、給与を直接船員に支給する他、船員から請求があった場合には、当該船員の同居の親族又は当該船員の収入によって生計を維持する者に支給することができるものとする。

（給与の支給定日及び支給方法）

第5条 職員の給与（期末手当を除く。）の支給定日は、毎月25日（25日が定年制職員（研究系）就業規程第15条、定年制職員（技術・事務系）就業規程第14条及び学術研究船船員就業規程第29条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは25日以前の最も近い休日でない日）とする。

2 前項に定める日に支給する給与は、当月分の本給、役職手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び船舶衛生管理者手当並びに前月分の超過勤務手当、休日勤務手当、深夜手当、潜水手当、通勤手当、放射線業務手当及び在船当番手当とする。

3 職員を15日以降月末までに採用し、又は復職させたときは、当該職員のその月の本給、役職手当、船員手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び船舶衛生管理者手当は翌月の支給定日に支給する。

4 職員が15日以降月末までに本給、役職手当、船員手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び船舶衛生管理者手当について異動を生じたときは、その異動により増額又は減額すべき給与は、翌月の支給定日において増額又は減額して支給する。

5 職員が死亡し、又は離職したときは、前4項の規定にかかわらず、その際に給与を支給する。

（非常時払）

第6条 職員が、その者、その者の同居の親族又はその者の収入によって生計を維持し

ている者の出産、疾病、災害、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与を請求したときは、その請求の日までの給与を第8条に規定する日割計算により支給する。

(給与の日割計算)

第7条 職員の本給、役職手当、船員手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び船舶衛生管理者手当が月の中途において採用、離職、休職、復職及び役職の異動その他の事由により異動を生じたときは、発令の日から起算し、次条に規定する日割計算をもって支給する。ただし、死亡又は定年により退職するときは全額を支給する。

(日割計算の方法)

第8条 本給、役職手当、船員手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び船舶衛生管理者手当の日割計算は、それぞれの月額を、当該月の労働日数で除して得た額にその者が当該月において職員として在職した日数(定年制職員(研究系)就業規程第15条、定年制職員(技術・事務系)就業規程第14条及び学術研究船船員就業規程第29条に定める休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。

(時間単価)

第9条 この規程における勤務時間1時間当りの給与額(以下「時間単価」という)は、本給、及び諸手当(労働基準法第37条の割増賃金の基礎とならない賃金に相当する諸手当を除く。)の月額の合計額を別に定める機構の職員の勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

2 本条で定める時間割計算の際の実労働時間数は、1か月における各計算対象の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の時間は切り捨て、30分以上1時間未満の時間は1時間に切り上げて算定する。

3 第1項に規定する時間単価の算出方法に関し必要な事項は、別に定める。

(端数の取扱い)

第10条 この規程の定めによって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

## 第2章 給与

### 第1節 本給

(本給)

第11条 職員の本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき定めるものとす

る。

2 前項の本給は、月額とし（以下「本給月額」という。）、役職定年日（役職定年制度規程（令4規程第100号）第3条に定める役職定年日をいう。以下同じ。）までは別表第1の本給表A、役職定年日の翌日以降は別表第2の本給表Sにそれぞれ定める級号給により支給する。

3 前項の規定にかかわらず、役職定年制度規程第7条に定める特例任用を受ける期間においては、役職定年日の翌日以降においても本給表Aに定める級号給により支給する。

（初任給）

第12条 新たに採用された職員の受ける本給は、別に定める基準により、その者の能力及び経歴並びにその職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定する。

（昇級及び昇給）

第13条 職員の昇級は、初任給、昇級及び昇格等の取扱規則（平20規則第6号）に基づき行う。

2 職員の昇給は、その者の勤務成績に応じて、次のとおり行う。この場合において、次条に定める昇給の時期以前1年以内に、当該職員が定年制職員（研究系）就業規程第64条、定年制職員（技術・事務系）就業規程第65条又は学術研究船船員就業規程第74条の規定による懲戒処分を受けたときは、これを併せて考慮する。

（1）4月1日から、12月を下らない期間（以下「昇給期間」という。）を勤務したときは、勤務成績が良好でない職員を除き、4号給を基準とし、勤務成績に応じ、1号給から8号給以内の幅において昇給させることができる。

（2）前号の規定にかかわらず、職員が55歳に達した日後における最初の4月1日から満65歳に達した日（誕生日の前日）以後における最初の3月31日までに行われる当該職員の昇給は、前号の定めにより決定される号給に応じて、次の表に規定する号給において行う。

第1号により決定される号給	職員が55歳に達した日後における最初の4月1日から、満65歳に達した日（誕生日の前日）以後における最初の3月31日までに行われる当該職員の昇給
8号給及び7号給	2号給
6号給及び5号給	1号給
4号給	昇給しない
3号給、2号給及び1号給	昇給しない

（3）職員が満65歳に達した日（誕生日の前日）以後における最初の4月1日以降、

当該職員は、第1号の規定にかかわらず、昇給しない。

(4) 職員の昇給は、その属する級における最高の号給(以下、「最高号給」という。)を超えて行うことはできない。

(5) 昇給日において最高号給を受ける職員は、第1号及び第2号の規定にかかわらず、昇給しない。

(6) 昇給に関し、この基準に定める以外の取扱いについては、細則に定めるところによる。

3 前項第2号及び第3号に定める年齢の基準日は、毎年4月1日とする。

(昇給の時期)

第14条 勤務成績に応じて行う職員の昇給の時期は、毎年7月1日とする。

2 昇格に伴う昇給は、昇格の日を実施する。

第15条 削除

第2節 諸手当

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、所定就業日の所定就業時間外及び法定外休日に勤務することを命ぜられて勤務した職員に対し、その勤務(以下「時間外勤務」という。)した時間について、時間単価に次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に第17条に定める割合を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、船員については第16条の3で定める。

(1) 1か月の時間外勤務の時間数に応じた超過勤務手当の割合は次のとおりとする。なお、1か月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間以下 100分の125

イ 45時間超60時間以下 100分の125

ウ 60時間超 100分の150

(2) 1年間の時間外勤務の時間数が360時間を超えた場合の超過勤務手当の割合は、100分の125とする。ただし、前号ウに該当する場合は、本号の規定によらず前号ウの規定を適用する。

2 裁量労働制又は事業場外労働のみなし労働時間制の適用を受ける職員については、当該みなし勤務時間の時間数を勤務したものとし、当該みなし勤務時間が所定勤務時間を超えて定められた場合は超過勤務手当を支給する。ただし、裁量労働制の適用を受ける職員の超過勤務手当については、当該みなし勤務時間が所定勤務時間を超えて定められた場合に支給する専門業務型裁量労働制実施規則(平17規則第11号)第5条第3

項に定める額の範囲においては支給しない。

( 休日勤務手当 )

第 16 条の 2 休日勤務手当は、法定休日に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間について、時間単価に 100 分の 135 ( その勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に第 17 条に定める割合を加算した割合 ) を乗じて得た額を支給する。ただし、船員については第 16 条の 3 で定める。

( 船員の超過勤務手当及び休日勤務手当 )

第 16 条の 3 船員の超過勤務手当及び休日勤務手当については次の各号のとおりとする。

( 1 ) 船員の超過勤務手当は、時間外勤務を命ぜられた船員に対し、その勤務した時間について、時間単価に 100 分の 130 ( その勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155 ) を乗じて得た額を支給する。

( 2 ) 船員の休日勤務手当は、学術研究船船員就業規程第 29 条第 1 項に定める休日に勤務することを命ぜられた船員に対し、その勤務した時間について、時間単価に 100 分の 140 ( その勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 165 ) を乗じて得た額を支給する。

( 深夜手当 )

第 17 条 深夜手当は、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間について、時間単価に 100 分の 25 を乗じて得た額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、裁量労働制の適用を受ける職員の深夜手当については、みなし勤務時間が所定勤務時間を超えて定められた場合に支給する専門業務型裁量労働制実施規則第 5 条第 3 項に定める額の範囲においては支給しない。

( 潜水手当 )

第 18 条 潜水手当は、潜水作業、異常気圧内作業又は潜水調査船に乗り組み潜航して行う作業に従事した職員に対して支給する。

2 潜水手当の種類及び金額は、次の各号に定めるところによる。

( 1 ) 潜水器具を着用して、空気による潜水作業に従事した者に対しては、従事した時間 1 時間につき、潜水深度の区分に応じて、次の表に定める額を支給する。

潜水深度の区分	手当額
20 m まで	310 円
30 m まで	780 円

30mをこえるとき	1,500円
-----------	--------

(2) 潜水器具を着用して、混合ガスによる潜水作業に従事した者に対しては、従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて、次の表に定める額を支給する。

潜水深度の区分	手当額
20mまで	310円
30mまで	780円
50mまで	1,400円
70mまで	2,000円
90mまで	2,800円
110mまで	3,500円
130mまで	4,500円
150mまで	5,500円
200mまで	6,500円
250mまで	7,300円
300mまで	8,000円
300mをこえるとき	8,800円

(3) 異常気圧内で行う作業に従事した者に対しては、従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額を支給する。

気圧の区分(ゲージ圧力)	手当額
2kg/cm <sup>2</sup>	210円
3kg/cm <sup>2</sup>	560円
5kg/cm <sup>2</sup>	910円
7kg/cm <sup>2</sup>	1,330円
9kg/cm <sup>2</sup>	1,830円
11kg/cm <sup>2</sup>	2,330円
13kg/cm <sup>2</sup>	3,000円
15kg/cm <sup>2</sup>	3,680円
20kg/cm <sup>2</sup>	4,350円
25kg/cm <sup>2</sup>	4,850円
30kg/cm <sup>2</sup>	5,350円
30kg/cm <sup>2</sup> をこえるとき	5,850円

(4) 潜水調査船に乗り組み、潜航して行う作業に従事した者に対しては、従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて、次の表に定める額を支給する。

潜水深度の区分	手当額
---------	-----

300mまで	1,700円
300mをこえるとき	2,210円

3 前2項に定めるもののほか、潜水手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(放射線業務手当)

第19条 放射線業務手当は月額とし、常時継続して放射線業務に従事した職員に対して次の区分により支給する。

区分	1号	2号	3号
金額	5,100円	3,600円	2,100円

2 前項に定めるもののほか、放射線業務手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(役職手当)

第20条 役職手当は、部門長、部長、室長、課長及びこれらと同等とみなされる職に対し、職務における責任の程度及び職務の内容により、次に定める区分により支給する。

- (1) 1号 130,000円
- (2) 2号 120,000円
- (3) 3号 110,000円
- (4) 4号 100,000円
- (5) 5号 90,000円
- (6) 6号 80,000円
- (7) 7号 70,000円
- (8) 8号 60,000円
- (9) 9号 50,000円
- (10) 10号 35,000円
- (11) 11号 25,000円
- (12) 12号 15,000円

2 前項の規定による額が、役員報酬規程(平16規程第12号)第3条第1号に規定する理事長の本給月額及びこれに対する特別地域手当の月額の合計額から職員が受ける本給、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を差引いた額を超えることとなる場合には、その者に支給する役職手当の月額は前項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない理事長が定める額とする。

3 第16条及び第16条の2の規定は、本条第1項第1号から第9号に掲げる職員に対しては適用しない。ただし、船員についてはこの限りでない。

## 第 2 1 条 削除

### ( 船員手当 )

第 2 2 条 船員手当は、学術研究船船員就業規程第 3 5 条に基づき船員を任命され、船員法( 昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号 )の適用を受けることとなった職員に対し、月額 4 0 , 0 0 0 円を支給する。

### ( 扶養手当 )

第 2 3 条 扶養手当は、次の各号に定める者であって、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者( 以下「扶養親族」という。 )のある職員に対して支給する。

- ( 1 ) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子
- ( 2 ) 満 6 0 歳以上の父母及び祖父母
- ( 3 ) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹及び孫
- ( 4 ) 重度心身障害

## 2 削除

3 第 1 項に規定する扶養手当の月額は、人事制度規程( 平 1 8 規程第 4 1 号 )に定める職種及びキャリア並びに職員の職務における責任の程度及び職務の内容に応じ次のとおりとする。

- ( 1 ) 第 1 項第 1 号に該当する扶養親族 扶養親族 1 人につき 1 3 , 0 0 0 円
- ( 2 ) 第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当する扶養親族

職種及びキャリア 並びに職員の職務における責任の程度及び職務の内容	月額
上席研究員、技術統括、海事統括、事務統括又は事務専門統括のいずれかである職員であって、役職手当 1 号から 4 号のいずれかを受ける職員	支給しない
上席研究員である職員であって、役職手当 5 号から 9 号のいずれかを受ける職員又は准研究主幹、技術主幹、海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹のいずれかである職員であって、役職手当 1 号から 9 号のいずれかを受ける職員	扶養親族 1 人 につき 3 , 5 0 0 円
上記以外の職員	扶養親族 1 人 につき 6 , 5 0 0 円

4 扶養親族たる子のうち満 1 5 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間( 以下「特定期間」という。 )にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5 , 0 0 0 円に特定期間に

ある当該扶養親族たる子の数に乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を職員課長に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第1項第1号又は第1項第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員に対し更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

8 この規程に規定するもののほか、扶養手当の支給に関して必要な事項は、別に規則で定める。

（地域手当）

第24条 地域手当は、東京都特別区、神奈川県横浜市又は神奈川県横須賀市に所在する事務所に在勤する職員に対して支給する。

2 地域手当の月額を、本給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を

乗じて得た額とする。

(地域手当の異動保障等)

第25条 前条第1項に規定する事務所に在勤する職員が、その在勤する事務所を異にして異動した場合、当該異動後の事務所が同項に規定する事務所に該当しないことになるときは、当該職員には前条第1項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間、本給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合)

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た額

2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については別に細則で定める。

(広域異動手当)

第25条の2 第24条第1項に規定する事務所に在勤する職員が、その在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき、事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下、この項において同じ。)及び当該異動の直前の住居から当該異動の直後に勤務する事務所までの距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)が、最も経済的かつ合理的と認められる距離でいずれも60キロメートル以上であるときは(当該住所と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離に応じた次の各号に掲げる割合を乗じた月額を広域異動手当として支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所へ異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の8

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係

る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第24条及び第25条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動等の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

#### （研究員調整手当）

第25条の3 研究員調整手当は、人事制度規程（平18規程第41号）第2条第2号アに定める研究職（サイエンス）及び同規程同条同号イに定める研究職（テクノロジー）である職員に支給する。

2 研究員調整手当の月額、本給の月額に100分の6を乗じて得た額とする。

#### （住居手当）

第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（機構から借上社宅を貸与されている職員及び公務員宿舎等に入居している職員を除く。）

（2）削除

（3）第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（機構から借上社宅を貸与されている職員及び公務員宿舎等に入居している職員を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号に定める額及び第3号に定める額の合計額）とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める

額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額  
ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 削除

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、別に定めるところによる届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。また、住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前述ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

4 前3項に規定するもののほか住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他交通の用具で、別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 1日当りの運賃等に通勤日数を乗じて得た額。ただし、1か月当たり150,000円を上限とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の第一欄に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ同表の第二欄に掲げる1日当たりの額に1か月の通勤日数を乗じて得た額。ただし、1か月当たり同表の第三欄に掲げる額を上限とする。

職員の区分	1日当たりの額	1か月当たりの上限額
ア 自動車等の使用距離（以下この表において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	96円	2,000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	200円	4,200円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	348円	7,300円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	496円	10,400円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	644円	13,500円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	790円	16,600円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	938円	19,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	1,086円	22,800円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	1,234円	25,900円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	1,386円	29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	1,538円	32,300円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	1,690円	35,500円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員	1,844円	38,700円
セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	2,010円	42,200円
ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	2,176円	45,700円
タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	2,344円	49,200円
チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	2,510円	52,700円
ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	2,676円	56,200円
テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	2,838円	59,600円
ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	3,000円	63,000円
ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員	3,162円	66,400円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、第1号に掲げる額、前号に掲げる額又は前二号に定める額の合計額(ただし、1か月当たり150,000円を上限とする。)

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

4 前項の規定は、国家公務員その他別に定める者であった者から引き続き職員として任用された者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員と権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～7 削除

8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の額の算出方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(業績手当)

第27条の2 業績手当は、機構への貢献度に応じて支給する。

2 業績手当の支給額及び支給時期は、支給する事業年度における人件費に係る予算の状況等を考慮して理事長が決定する。

(単身赴任手当)

第28条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所

の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額(以下「加算額」という。)を加算した額)とする。

3 国、独立行政法人、地方公共団体、公庫、公団及びその他別に定める機関の職員であった者から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

5 前各項に規定する別に定める事項については、国家公務員に準じて定めるものとする。

#### (寒冷地手当)

第29条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、青森県むつ市に在勤する、または採用、異動等の事由により在勤することとなった職員のうち、次の各号のほか、規則により規定する条件に合致する者に対して支給する。

(1) 世帯主である職員のうち、扶養親族のある者：19,800円

(2) 世帯主である職員のうち、前号以外の者：11,400円

(3) 本条第1号及び第2号以外の者：8,200円

2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関して必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第30条 削除

#### (船舶衛生管理者手当)

第30条の2 船舶衛生管理者手当は、船員のうち、船舶衛生管理者に指名された者に対して次の手当を支給する。

(1) 適任証を受有する者 月額14,000円

(2) 適任証を受有しない者 月額 8,400円

(在船当番手当)

第30条の3 在船当番手当は、機構が所有する学術研究船の停泊中に、船長の命により船内に留まることを義務づけられた船員及び派遣船員(以下「在船当番者」という。)のうち、船員に対して支給する。

2 前項において派遣船員とは、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)の定めに基づき機構と船員派遣元事業主との間で締結した船員派遣契約により機構に派遣されている者をいう。

3 在船当番手当の支給額は、1船あたり1回につき3,000円を上限とし、各回の1人あたりの支給額は、3,000円をその回の在船当番者の人数で除した額とする。

(年次有給休暇中の船員に対する食費)

第30条の4 船員法第78条に定める年次有給休暇中の食費については、1日あたり以下の額を支給する。

区分	支給額
船員食費	1,660円

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して1月以内に、理事長の決定に基づき支給する。これらの基準日前30日以内において退職し、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の支給額は、職員が基準日現在又は退職の時若しくは死亡した時に受けるべき給与月額(第20条第1項第10号から第12号までの役職手当の支給を受ける職員にあっては、受けるべき給与の月額から当該役職手当の月額を除いた額。)及び次の各号に規定する額を基礎として、勤務成績等を勘案して理事長が定める基準により計算した額に、職員の在職期間に応じて第3項に規定する割合を乗じた額とする。ただし、第2条第3項に基づき給与の変更がなされた年度にあっては、期末手当の額を定めるにあたって、当該変更がなされるまでの期間に既に支給した給与と当該変更を反映して当該期間に支給すべき給与との差額を考慮するものとする。

(1) 次の各号に掲げる職務にある職員にあっては、それぞれ当該各号に規定する率を本給月額に乗じて得た額

ア 第20条第1号から第4号までのいずれかを給される職務及びこれと同等と認められる職務で理事長の指定したもの 100分の19

イ 第20条第5号から第9号までのいずれかを給される職務及びこれと同等と認められる職務で理事長の指定したもの 100分の12

(2) 前号に定めるもののほか、次の各号に掲げる職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額に乗じて得た額

ア 本給の級において7級である職員 100分の20

イ 本給の級において6級である職員 100分の15

ウ 本給の級において5級である職員 100分の10

エ 本給の級において3級又は4級である職員 100分の5

3 第2項に規定する職員の在職期間に応じた割合は、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 在職期間が6か月である職員にあっては、100分の100

(2) 在職期間が5か月以上6か月未満である職員 100分の80

(3) 在職期間が3か月以上5か月未満である職員 100分の60

(4) 在職期間が3か月未満である職員 100分の30

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に細則で定める。

### 第3章 給与の特例

#### 第32条 削除

##### (休職者等の給与)

第33条 職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり業務に従事しなかったときは、その期間中、この者に本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当(第31条第1項の支給決定がなされた場合に限る。)の全額を支給する。ただし、通勤による負傷又は疾病の場合には、定年制職員(研究系)就業規程、定年制職員(技術・事務系)就業規程又は学術研究船船員就業規程に規定する休職期間に限り支給するものとする。

2 職員が業務又は通勤による負傷又は疾病を除く傷病(以下「私傷病」という。)を理由として休職にされたときは、その休職の日数に応じて次のとおり給与を支給し、又は支給しない。ただし、給与の支給対象とする休職の日数(復職の日から起算して暦日180日以内に再び欠勤したことにより復職を取り消され、当該欠勤が休職とみなされた場合には、私傷病が同一か否かにかかわらず、直前の休職期間における休職の日数に

合算した日数とする。)は、在職期間を通じて暦日730日までとする。

(1) 休職の日数が暦日365日に達するまでの期間については、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の80

(2) 休職の日数が暦日365日を超え、暦日730日までの期間については、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の60

(3) 休職の日数が暦日730日を超える期間については、給与を支給しない。

3 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その期間中、この者に本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

4 職員がサバティカル制度規程(令4規程第84号)に定めるサバティカル制度の適用を受けて休職にされたときは、この者に本給、扶養手当、地域手当、地域手当の異動保障等、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び期末手当の全額を支給する。

5 職員が前各号以外の事由により休職にされたときは、理事長がその都度定めるところにより給与を支給することができる。

6 第2項から前項までの規定は、試用期間中の職員については、適用しない。

#### (欠勤者の給与)

第34条 私傷病による欠勤者(欠勤の承認を受け、かつ、医師の診断書の提出があった者に限る。)に対する給与については、欠勤を始めた日から暦日180日(その直前に欠勤の期間がある場合においては、当該期間の最終日の翌日から起算して暦日180日以内に再び欠勤に至ったときには、私傷病が同一か否かにかかわらず、直前の期間における欠勤の日数と合算した日数とする。)に限り、その本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の全額を支給する。

2 業務又は通勤による負傷又は疾病及び私傷病以外の事由による欠勤者(欠勤の承認を受けた者に限る。)に対する給与は、欠勤を始めた日から暦日30日に限り、この者に本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当の全額を支給することができる。

3 前2項の規定は、試用期間中の職員については、適用しない。

#### (承認を得ない欠勤者の給与)

第35条 職員が欠勤した場合の給与は、前条に該当する場合を除き、その勤務しない1日につき第8条の日割計算を準用し算定した額又は勤務しない1時間につき第9条に定める時間単価を減額して支給する。

(産前産後の休業者の給与)

第35条の2 産前休業及び産後休業の期間は、給与を支給しない。この場合において、日割計算が生じるときは、第8条の規定を準用する。

(育児休業者等の給与)

第36条 職員が育児休業に関する規則(平16規則第64号。以下「育児休業規則」という。)第6条の規定に基づき育児休業をしている期間及び同規則第11条の4の規定に基づき出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。この場合において、日割計算が生じるときは、第8条の規定を準用する。

2 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業及び出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 育児休業及び出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合の昇給については、別に細則に定める。

4 職員が育児休業規則第15条の規定に基づく育児短時間勤務をしている場合の本給及び諸手当(労働基準法第37条の割増賃金の基礎とならない賃金に相当する諸手当を除く。)は、育児短時間勤務を適用する前の本給及び諸手当に育児短時間勤務時の一週間の所定労働時間を乗じ、38.75時間で除して得た額とする。ただし、期末手当は育児短時間勤務を適用する前の本給を基礎とする。

5 育児短時間勤務時の時間単価において、第9条の「1年間における1月平均の時間数」は実際の育児短時間勤務の適用期間に関わらず1年間において育児短時間勤務であったとした場合の1月平均の時間数とする。

6 前各項に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

(介護休業者等の給与)

第37条 職員が介護休業に関する規則(平16規則第65号。以下「介護休業規則」という。)第6条の規定に基づき介護休業をしている期間については、給与を支給しない。この場合において、日割計算が生じるときは、第8条の規定を準用する。

2 職員が介護休業規則第9条の規定に基づく介護短時間勤務をしている場合の本給及び諸手当(労働基準法第37条の割増賃金の基礎とならない賃金に相当する諸手当を除く。)は、介護短時間勤務を適用する前の本給に介護短時間勤務時の一週間の所定労働時間を乗じ、38.75時間で除して得た額とする。ただし、期末手当は介護短時間勤務を適用する前の本給を基礎とする。

3 介護休業規則により引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合の昇給については、別に細則に定める。

4 介護短時間勤務時の時間単価において、第9条の「1年間における1月平均の時間数」は実際の介護短時間勤務の適用期間に関わらず1年間において介護短時間勤務であったとした場合の1月平均の時間数とする。

5 前各項に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

第38条 職員が配偶者同行休業に関する規則(平26規則第8号)第2条第3項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 前項に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

(欠勤、休職又は休業時における社会保険料等の取扱い)

第39条 欠勤、休職又は休業時における社会保険料等(税金及び法令により定められた保険料並びに賃金控除に関する協定書で定めたものをいう。)を給与から控除できない場合には、職員は、機構が指定した方法及び頻度により当該社会保険料等の額を支払わなければならない。この場合において、当該社会保険料等に未払いがある場合には、給与、賞与又は退職金から当該未払いの額を控除することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 機構の設立の際、海洋科学技術センター(以下「センター」という。)の職員であったもので、引き続き機構の職員となった者の勤続期間の計算については、センターの職員であった期間を機構の勤続期間とみなす。

3 機構の設立の日の前日に東京大学海洋研究所の職員として在職する者が、引き続き機構の職員となった者の勤続期間の計算については、国家公務員として引き続いた在職期間を機構の職員としての勤続期間とみなす。

(昇給停止に関する経過措置)

4 平成11年4月1日(以下「基準日」という。)前から引き続き本給表の適用を受ける職員及び機構の設立の日の前日に東京大学海洋研究所の職員として在職する者が引き続いて機構の職員となった者のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員については、第13条第2項第2号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(初任給調整手当の暫定措置)

5 機構の成立の日の前日に海洋科学技術センターの職員であった者から機構の成立

の日に引き続き機構の職員となった者のうち、海洋科学技術センターの職員給与基準（４６規程第５号）第２１条の規定による初任給調整手当の支給を受けていた者については、平成１７年３月３１日までの間、なお従前の例による初任給調整手当を支給する。

附 則（平１６規程第１００号）

この規程は、平成１６年１２月１５日から施行し、平成１６年１０月２８日から適用する。

附 則（平１７規程第７号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平１７規程第４０号）

１ この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

（平成１７年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２ 平成１７年１２月に支給する期末手当の額は、第３１条の規定にかかわらず、職員給与規程により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（１）平成１７年４月１日（同月２日から同年１１月３０日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、役職手当、研究手当、船員手当、特別都市手当、の月額合計額に１００分の０．３を乗じて得た額（第３号において「第１号基礎額」という。）に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成１７年６月に支給された期末手当の額に１００分の０．３を乗じて得た額

（３）第１号基礎額又は第２号に掲げる額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平１７規程第５８号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平１８規程第７号）

この規程は、平成１８年５月１日から施行する。

附 則（平１８規程第２２号）

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第21条に定める研究手当の支給を受ける職員のうち、改正後の役職手当及び研究手当の支給総額が従前の支給総額に達しない職員、並びに研究手当の支給額が従前の支給額に達しない職員(以下、「経過措置対象職員」という。)については、次の各号により調整額を支給する。

(1)経過措置対象職員のうち、改正後の役職手当及び研究手当の支給総額が従前の支給総額に達しない職員については、その差額分を平成20年3月31日まで支給することとする。

(2)経過措置対象職員のうち、研究手当の支給額が従前の支給額に達しない職員については、その差額分を平成20年3月31日まで支給することとする。

附 則(平18規程第63号)

この規程は、平成19年3月13日から施行する。

附 則(平18規程第77号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(本給表の改定に伴う号給の切替え)

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員については、次の各号により号給を切り替える。

(1)切替日の前日において1級または2級である職員にあつては、切替日の前日の号給のまま

(2)切替日の前日において3級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、5を減じた号給

(3)切替日の前日において4級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、13を減じた号給

(4)切替日の前日において5級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、20を減じた号給

(5)切替日の前日において6級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、12を減じた号給

(6)切替日の前日において7級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、20を加算した号給

(号給の切替えの特例)

3 切替日の前日に受ける号給が、前項の切替により減じる号給数以下である職員にあつては、前項の定めにかかわらず1号給を給して号給を切り替える。

(号給の切替えの特例を受ける職員の昇給)

4 前項に該当する職員の平成19年4月1日の昇給は、第13条第2項第1号の定めにかかわらず、第2項に定める切替により減じる号給数と当該職員が切替日の前日に受ける号給の差を4号給から減じた号給数を基準号給数とする。

(最高号給を超える職員の昇給)

5 昇給によって最高号給を超えることとなる職員及び昇給日において最高号給を受ける職員は、平成21年3月31日までの間、第13条第2項第4号及び第5号の定めにかかわらず昇給させることができる。

(1)最高号給を超える職員の本給額は、最高号給の本給額に最高号給の本給額と最高号給より1下位の号給の本給額との差額を加え、これを1号給上位の号給として定める。

(船員手当の改定に関する経過措置)

6 第22条に定める船員手当の支給を受ける職員のうち、改正後の役職手当及び船員手当の支給総額が従前の支給総額に達しない職員、並びに船員手当の支給額が従前の支給額に達しない職員については、次の各号により調整額を支給する。

(1)改正後の役職手当及び船員手当の支給総額が従前の支給総額に達しない職員については、その差額分を平成20年3月31日まで支給する。

(2)船員手当の支給額が従前の支給額に達しない職員については、その差額分を平成20年3月31日まで支給することとする。

(扶養手当支給額に関する経過措置)

7 平成19年度においては第23条第3項の定めにかかわらず、第23条第2項第1号に該当する扶養親族について9,900円、同項第2号から第5号までの扶養親族1人につき2,500円として扶養手当を支給する。

(子に係る加算に関する経過措置)

8 第23条第4項は、平成19年度においては適用しない。

(国等の機関から引き続いて機構の職員となった者の扶養手当)

9 職員退職手当支給規程(平16規程第15号)に定める者のうち、切替日の前日から引き続き機構に在籍する者については、第23条第1項第2号から第5号までを適用しない。

(1)本項に定める職員における扶養手当の月額は、第23条第3項の定めにかかわらず9,900円とする。

(本給改定に伴う経過措置)

10 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける定年制職員であって、次の各号に該当する職員については、本給月額その他、各号に定める額を本給として支給する。

(1)切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合

#### 計額の差額

(2)切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額と、切替日以降の本給月額の差額

#### 附 則（平19規程第86号）

この規程は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

#### 附 則（平19規程第93号）

- 1 第15条に規定する特別昇給は、平成22年4月1日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、第7条、第8条、第20条、第31条、第33条及び第34条における広域異動手当に係る規定は、平成20年2月1日から施行し、平成19年4月1日から遡って適用する。

#### 附 則（平20規程第3号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。ただし、第27条は、平成20年7月1日から施行する。

#### 附 則（平21規程第6号）

- 1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 施行日前日に、本給表の適用を受ける職員のうち、施行日から本給表Aの適用を受ける職員については、施行日前日と同じ号給とする。
- 3 施行日前日に、本給表の適用を受ける職員のうち、施行日から本給表Bの適用を受ける職員については、本給表Bにおける本給、切り替え後の地域手当、研究員調整手当の合算額が、施行日前日の本給に40,000円を加算した額、切り替え前の地域手当の合算額を下回らない範囲の号給とする。

#### 附 則（平21規程第38号）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下「調整額」といい、同年6月1日において第3項末尾の表に定める減額改定対象外職員であった者にあつては、第1号に掲げる額をいう。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)平成21年4月1日(同月2日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者)については新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以降に減額改定対象外職員以外の職員となった者については当該職員となった日(これらの日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において職員が受けるべき本給、役職手当、研究手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当から第28条第2項に定める加算額を除いた額の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額(第3号において「第1号基礎額」という。)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)平成21年6月に支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

(3)第1号基礎額又は第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 平成21年7月1日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者については、前項第1号の研究手当は、研究員調整手当と読み替える。

**【平成21年4月1日から6月30日までの間に減額対象外職員となった者】**

本給表	級	号
本給表	1級	第1号から第40号まで
	2級	第1号から第33号まで
	3級	第1号から第20号まで

**【平成21年7月1日以降減額対象外職員となった者】**

本給表	級	号
本給表A	1級	第1号から第40号まで
	2級	第1号から第33号まで
	3級	第1号から第20号まで
本給表B	1級	第1号から第56号まで
	2級	第1号から第32号まで

(本給改定に伴う経過措置の改正について)

4 本規程の施行日前日において、附則(平成18年規程第77号)第10項に基づく本給改定の経過措置の適用を受けている職員については、同項各号に定める額の算出につき、本規程の施行日から、下記のとおりとする。

(1)第1号については、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日に

おける扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」とあるのを、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.76を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」と読み替える。

(2)第2号については、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額と、切替日以降の本給月額の差額」とあるのを、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.76を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額の差額」と読み替える。

#### 附 則 (平21規程第64号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平22規程第33号)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1)平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びに級及び号が表に定める本給表欄、級欄及び号欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下「調整対象職員」という。))となった者に対しては、その調整対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において調整対象職員が受けるべき本給、役職手当、船員

手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当から第28条第2項に定める加算額を除いた額の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額(第3号において「第1号基礎額」という。)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2)平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

(3)第1号基礎額又は第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

【減額対象外職員となった者】

本給表	級	号
本給表A	1級	第1号から第40号まで
	2級	第1号から第60号まで
	3級	第1号から第60号まで
	4級	第1号から第35号まで
	5級	第1号から第8号まで
本給表B	1級	第1号から第96号まで
	2級	第1号から第72号まで
	3級	第1号から第40号まで
	4級	第1号から第24号まで
	5級	第1号から第4号まで

(55歳を超える職員の本給等の減額支給措置)

3 平成30年3月31日までの間、55歳を超える職員(本給表Aの6級以上又は本給表Bの5級以上の適用を受ける者であって、その号がその級の最低の号でない者に限る。以下本項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日以後最初の4月1日(平成22年3月31日以前に55歳に達した職員については本規程の施行日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)本給 当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該特定職員の属する級における最低の号の本給月額に達しない場合(以下この項において「最低の号に達しない場合」という。))においては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する級における最低の号の本給月額を減じた額(以下この項において「減額基礎額」という。)

(2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合においては、減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合においては、減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

(4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員の受けるべき給与月額から附則第4項に規定する経過措置額及び扶養手当を除き第31条第2項及び第3項の規定により算出された額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合は、減額基礎額を基に附則第4項に規定する経過措置額及び扶養手当を除き第31条第2項及び第3項の規定により算出された額)

(5) 研究員調整手当 当該特定職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合は、減額基礎額に対する研究員調整手当の月額)

(6) 休職者等の給与 次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第33条第1項 第1号から第4号までに定める額

イ 第33条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ウ 第33条第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の60を乗じて得た額

(7) 船員手当 当該特定職員の受けるべき月額に100分の1.5を乗じて得た額

(8) 役職手当 当該特定職員の受けるべき月額に100分の1.5を乗じて得た額

(9) 時間単価 第9条の規定により算出された額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合には、減額基礎額を基に第9条の規定により算出された額に100分の1.5を乗じて得た額)

(本給改定に伴う経過措置の改正について)

4 本規程の施行日前日において、附則(平18規程第77号)第10項に基づく本給改定の経過措置の適用を受けている職員については、同項各号に定める額の算出につき、本規程の施行日から、下記のとおりとする。

(1) 第1号については、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」を、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満

である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.59を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額(前項の適用を受ける職員にあっては、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.59を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額に100分の98.5を乗じて得られた額」と読み替える。

(2)第2号については、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額と、切替日以降の本給月額の差額」とあるのを、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.59を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額の差額(前項の適用を受ける職員にあっては、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.59を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額の差額に100分の98.5を乗じて得られた額」と読み替える。

#### 附 則 (平23規程第10号)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、職員給与規程により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

( 1 )平成 2 3 年 4 月 1 日( 同月 2 日から施行日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びに級及び号がそれぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員( 以下この項において「調整対象職員」という。 ) となった者にとっては、その調整対象職員となった日( 当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日 ) ) において調整対象職員が受けるべき本給、役職手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当から第 2 8 条第 2 項に定める加算額を除いた額の月額合計額に 1 0 0 分の 0 . 3 7 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数( 同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間がある職員にとっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数 ) を乗じて得た額

( 2 )平成 2 3 年 6 月 1 日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当の額に 1 0 0 分の 0 . 3 7 を乗じて得た額並びに同年 1 2 月 1 日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当の額に 1 0 0 分の 0 . 3 7 を乗じて得た額

本給表	級	号
本給表 A	1 級	第 1 号から第 4 0 号まで
	2 級	第 1 号から第 6 0 号まで
	3 級	第 1 号から第 7 2 号まで
	4 級	第 1 号から第 4 2 号まで
	5 級	第 1 号から第 1 3 号まで
本給表 B	1 級	第 1 号から第 1 0 8 号まで
	2 級	第 1 号から第 8 4 号まで
	3 級	第 1 号から第 5 2 号まで
	4 級	第 1 号から第 3 6 号まで
	5 級	第 1 号から第 1 6 号まで

( 本給改定に伴う経過措置の改正について )

3 本規程の施行日前日において、附則( 平 1 8 規程第 7 7 号 ) 第 1 0 項に基づく本給改定の経過措置の適用を受けている職員については、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、同項各号に定める額の算出につき、本規程の施行日から、下記のとおりとする。

( 1 ) 第 1 号については、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額と、切替日以降の本給

月額及び扶養手当の合計額の差額」を、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.1を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」(附則(平22規程第33号)第3項の適用を受ける職員にあっては、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.1を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額に100分の98.5を乗じて得られた額」と読み替える。

(2)第2号については、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額と、切替日以降の本給月額の差額」とあるのを、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.1を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額の差額」(附則(平22規程第33号)第3項の適用を受ける職員にあっては、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.1を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額の差額に100分の98.5を乗じて得られた額」と読み替える。

附 則 (平24規程第11号)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平24規程第34号)

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程の施行にあたり、第13条第2項第1号及び第14条の規定にかかわらず、平成25年4月1日に職員の号俸を1号昇給させる。ただし、第13条第2項第2号、第3号及び第5号に該当する職員については昇給しないものとする。この場合、第13条第2項第5号の「昇給日」を「平成25年4月1日」と読み替える。

附 則（平25規程第73号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26規程第13号）

この規程は、平成26年12月1日から施行し、改正後の第27条第2項第2号イからケまでの規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平26規程第39号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替に伴う経過措置）

- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額に地域手当及び広域異動手当の月額を加えた額（以下「本給月額等」という。）が平成27年3月31日に受けていた本給月額等に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、本給月額等のほか、平成30年3月31日までに受けている本給月額等と平成27年3月31日に受けていた本給月額等との差額に相当する額（附則（平22規程第33号）第3項に定める特定職員にあっては（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日以後）、本給月額等のほか平成30年3月31日までに受けている本給月額等と平成27年3月31日に受けていた本給月額等との差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額）を支給する。

- 3 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、第25条の3に定める研究員調整手当の支給を受ける者であって、その者の受ける本給月額が平成27年3月31日に受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、当該期間に受けている本給月額と平成27年3月31日に受けていた本給月額との差額に100分の6を乗じて得た額を研究員調整手当に加えて支給する。

- 4 第31条第2項に定める給与月額には、第2項に基づき支給する平成30年3月31日までに受けている本給月額等と平成27年3月31日に受けていた本給月額等との差額に相当する額（附則（平22規程第33号）第3項に定める特定職員にあっては（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員とな

った場合にあつては、特定職員となつた日以後)、本給月額等のほか平成30年3月31日までに受けている本給月額等と平成27年3月31日に受けていた本給月額等との差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額)を含むものとする。

5 第31条第2項第1号に定める本給月額には、平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が平成27年3月31日に受けていた本給月額に達しないこととなるものに対し支給される、平成30年3月31日までに受けている本給月額と平成27年3月31日に受けていた本給月額との差額に相当する額(附則(平22規程第33号)第3項に定める特定職員にあつては(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日以後)、本給月額のほか平成30年3月31日までに受けている本給月額と平成27年3月31日に受けていた本給月額との差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額)を含むものとする。

6 平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額等が平成27年3月31日に受けていた本給月額等に達しないこととなるものに限り、第31条第2項第2号に定める「本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額」は「本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当並びに平成30年3月31日までに受けている本給月額等と平成27年3月31日に受けていた本給月額等との差額に相当する額の合計額」と読み替えるものとする。

附 則(平26規程第72号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平27規程第15号)

この規程は、平成28年2月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平27規程第38号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平28規程第9号)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、第11条の2は平成28年4月1日から適用する。

(扶養手当支給額の改定に関する経過措置)

2 平成28年12月1日から平成32年3月31日までの間においては第23条第3項の定めにかかわらず、次の各号に定めるとおり扶養手当を支給する。

(1)第23条第1項各号に定める扶養親族に係る扶養手当の月額は次のとおりとする。

	職種及びキャリア並びに職員の職務における責任の程度及び職務の内容	平成28年12月1日から平成29年3月31日までの間における月額	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における月額	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における月額	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における月額
第23条第1項第1号に該当する扶養親族	上席研究員、上席技術研究員、技術統括、海事統括、事務統括又は事務専門統括のいずれかである職員であって、役職手当1号から4号のいずれかを受ける職員	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円
	上席研究員若しくは上席技術研究員のいずれかである職員であって、役職手当5号から9号のいずれかを受ける職員又は技術主幹、海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹のいずれかである職員であって、役職手当1号から9号のいずれかを受ける職員	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円
	上記以外の職員	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
第23条第1項第2号に該当する扶養親族		扶養親族1人につき6,500円	扶養親族1人につき8,000円	扶養親族1人につき10,000円	扶養親族1人につき10,000円

第 2 3 条 第 1 項 第 3 号 から 第 5 号 に 該 当 す る 扶 養 親 族	上席研究員、上席技術研究員、技術統括、海事統括、事務統括又は事務専門統括のいずれかである職員であって、役職手当 1 号から 4 号のいずれかを受ける職員	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 3 , 5 0 0 円
	上席研究員若しくは上席技術研究員のいずれかである職員であって、役職手当 5 号から 9 号のいずれかを受ける職員又は技術主幹、海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹のいずれかである職員であって、役職手当 1 号から 9 号のいずれかを受ける職員	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 3 , 5 0 0 円
	上記以外の職員	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円	扶 養 親 族 1 人 につ き 6 , 5 0 0 円

( 2 ) 職員に配偶者が不在の場合にあつては、前号に規定する額に次のア又はイに規定する額を加算して支給する。

ア 平成 2 8 年 1 2 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間は、第 2 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号に該当する扶養親族のうち 1 人については 4 , 5 0 0 円を加算する。

イ 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、第 2 3 条第 1 項第 2 号に該当する扶養親族のうち 1 人については 2 , 0 0 0 円を加算する。第 2 3 条第 1 項第 2 号に該当する扶養親族がない場合は、同条第 1 項第 3 号から第 5 号に該当する扶養親族のうち 1 人について 2 , 5 0 0 円を加算する。

( 3 ) 平成 2 8 年 1 2 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合( 第 2 3 条第 5 項第 2 号に該当する場合を除く。 ) 及び配偶者を有するに至った場合( 第 2 3 条第 5 項第 1 号に該当する場合を除く。 ) の届出、扶養手当の支給の開始及び終了並びに扶養手当の支給額の改定は第 2 3 条第 5 項から第 7 項を準用する。

附 則（平 2 9 規程第 2 9 号）

この規程は、平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 3 0 規程第 1 0 号）

1 この規程は、平成 3 1 年 2 月 1 日から施行する。

2 平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間、第 2 3 条第 3 項第 1 号並びに附則（平 2 8 規程第 9 号）第 2 項第 1 号及び同第 2 項第 3 号において「海事統括、事務統括又は事務専門統括」は「海事統括又は事務統括」、また「海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹」は「海事主幹若しくは事務主幹」と読み替えるものとする。

附 則（平 3 0 規程第 1 6 号）

この規程は、平成 3 1 年 2 月 1 日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 1 条第 2 項ただし書については平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 1 規程第 4 8 号）

1 この規程は、令和元年 1 2 月 1 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。  
（住居手当の改定に関する経過措置）

2 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間においては、第 2 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号中「1 6 , 0 0 0 円」を「1 2 , 0 0 0 円」に読み替え、同条第 2 項第 1 号ア中「2 7 , 0 0 0 円」を「2 3 , 0 0 0 円」に、「1 6 , 0 0 0 円」を「1 2 , 0 0 0 円」に読み替え、同号イ中「2 7 , 0 0 0 円」を「2 3 , 0 0 0 円」に、「1 7 , 0 0 0 円」を「1 6 , 0 0 0 円」に読み替える。

3 令和 2 年 3 月 3 1 日において第 2 6 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2 , 0 0 0 円を超える職員であって、令和 2 年 4 月 1 日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間、令和 2 年 3 月に支給されていた住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 2 , 0 0 0 円を控除した額の住居手当を支給する。

（ 1 ）令和 2 年 4 月 1 日以後、第 2 6 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（ 2 ）令和 2 年 4 月 1 日以後、第 2 6 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を旧手当額から減じた額が 2 , 0 0 0 円を超えることとなる職員

4 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則（令1 規程第9 4号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日において、別表第1に定める本給表以外の本給表が適用されていた職員には、令和2年4月1日から別表第1に定める本給表を適用する。
- 3 前項に該当する者の級は、理事長が定める。
- 4 第2項に該当する者の号給は、別表第1に定める本給表のうち前項により定められた級における、令和2年4月1日における当該者の本給と同じ金額の号給とし、同じ金額がなければ直近上位の号給とする。
- 5 前項によっても、第3項により定められた級において該当する号給がない者の号給は、当該級のうち最高の号給によることとするとともに、当該者の本給は令和2年3月31日における本給と同額とする。また、当該者は昇級しない限り、第13条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず昇給しない。

附 則（令1 規程第9 9号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令2 規程第2 6号）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令4 規程第8号）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令4 規程第2 1号）

この規程は、令和4年9月7日から施行する。

附 則（令4 規程第4 0号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令4 規程第6 3号）

この規程は、令和4年12月5日から施行する。

附 則（令4 規程第1 0 1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令5 規程第3 9号）

この規程は、令和5年11月29日から施行する。ただし、第11条第2項別表第1及び附則第6項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令6 規程第4 1号）

1 この規程は、令和6年8月1日から施行する。ただし、第33条第1項、同条第2項及び第34条の規定は、令和7年1月1日から施行する。

2 前項ただし書きの規定は、施行日以後に新たに欠勤又は休職する者について適用し、施行日前に欠勤又は休職した者については、なお従前の例による。

附 則（令6 規程第4 9号）

1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

（通勤手当の改定に伴う処理）

2 改正前の第27条に定める通勤手当の支給を受ける職員の通勤手当は、本規程の施行日に改正前の第27条第6項に定める返納事由が生じたものとみなす。

3 前項に基づき、通勤手当を返納させる場合の返納額等及び手続きは、なお従前の例による。

附 則（令6 規程第6 4号）

この規程は、令和6年11月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令6 規程第1 0 6号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令7 規程第2 0号）

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

附 則（令7 規程第3 9）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令7 規程第6 1号）

この規程は、令和7年11月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令7 規程第8 0号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第11条第2項 本給表A）

号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	218,200	241,100	276,300	314,200	365,800	404,300	447,600
2	219,600	243,900	277,900	316,100	367,800	406,500	450,300
3	221,600	246,200	279,400	317,800	369,400	408,500	452,600
4	223,700	248,400	281,500	319,100	371,400	410,700	455,100
5	225,600	250,300	282,500	320,400	373,800	412,800	457,600
6	227,300	252,900	284,200	321,800	375,900	415,300	460,100
7	228,300	254,500	285,500	323,800	378,100	417,700	462,700
8	229,300	256,700	287,200	325,700	380,300	420,100	465,400
9	230,400	258,500	288,700	327,200	382,300	422,600	468,000
10	231,400	260,600	289,800	328,900	383,900	425,000	470,700
11	232,800	261,800	292,000	330,700	385,700	427,400	473,300
12	233,900	263,900	293,500	332,400	387,600	429,900	476,000
13	235,000	265,100	295,700	333,900	389,500	432,000	478,600
14	236,300	266,900	297,000	335,600	390,900	434,300	480,900
15	237,600	268,000	298,500	337,100	392,700	436,500	483,200
16	239,000	269,600	300,300	338,700	394,500	438,900	485,900
17	240,000	271,000	301,600	340,100	396,300	441,200	488,300
18	240,900	272,600	303,500	341,700	398,000	443,700	490,900
19	241,800	273,900	305,100	343,200	399,600	446,000	493,700
20	242,700	275,400	306,000	344,700	401,300	448,300	496,200
21	243,700	276,600	307,700	346,100	403,100	450,700	498,600
22	244,700	277,700	309,500	347,900	404,900	453,100	501,300
23	245,800	279,000	310,600	349,200	406,700	455,300	504,100
24	246,800	280,300	312,300	350,600	408,500	457,300	506,800
25	247,800	281,500	313,800	352,000	410,200	459,600	509,500
26	248,900	282,600	315,300	353,400	412,200	461,800	512,300
27	250,000	283,900	316,700	354,800	414,100	464,100	514,700
28	250,700	285,100	318,000	356,600	416,000	466,400	517,100
29	251,400	286,300	319,600	358,000	417,800	469,000	519,700
30	252,000	287,300	320,800	359,600	419,600	471,300	522,200
31	252,700	288,700	322,300	361,300	421,400	473,800	524,600
32	253,400	290,000	323,700	363,000	423,400	476,000	527,000
33	253,900	291,200	325,100	364,500	425,100	478,500	529,400

34	254,400	292,500	326,300	366,100	427,000	481,100	531,600
35	255,000	293,700	327,900	367,700	428,800	483,300	533,900
36	255,600	294,900	329,400	369,000	430,700	485,400	536,400
37	256,000	296,100	330,800	370,400	432,300	487,700	538,800
38	256,300	297,300	332,000	371,600	434,100	490,000	541,400
39	256,600	298,200	333,500	372,900	435,800	492,300	543,700
40	256,900	298,800	334,700	374,300	437,300	494,700	546,000
41		299,600	336,000	375,600	439,000	497,000	548,300
42		300,300	337,400	376,800	440,700	499,500	550,300
43		300,900	338,500	377,800	442,500	501,700	552,200
44		301,600	339,900	378,800	444,000	503,900	554,100
45		302,500	341,500	379,800	445,700	506,200	555,900
46		303,300	342,300	380,800	447,300	508,500	557,700
47		304,000	343,200	381,800	449,000	510,700	559,500
48		304,900	344,000	382,700	450,300	513,000	561,200
49		305,800	344,700	383,600	451,700	515,100	563,100
50		306,600	345,300	384,500	453,200	517,300	564,500
51		307,500	346,100	385,100	454,600	519,400	566,100
52		308,500	347,000	386,000	455,400	520,500	567,300
53		309,500	347,900	386,800	456,000	522,500	568,800
54		310,500	348,800	387,600	456,700	524,100	570,300
55		311,500	349,600	388,500	457,300	525,800	571,700
56		312,500	350,500	389,500	457,600	527,700	573,000
57		313,600	351,200	390,400	458,100	529,400	574,300
58		314,600	351,900	391,300	458,600	531,100	575,600
59		315,700	352,800	392,100	458,900	532,600	576,800
60		316,700	353,700	393,000	459,500	534,300	578,000
61			354,200	393,800	459,800	535,700	579,200
62			354,900	394,800	460,100	537,200	580,400
63			355,500	395,800	460,500	538,700	581,500
64			356,200	396,800	460,900	540,200	582,700
65			357,000	397,700	461,200	541,600	583,700
66			357,700	398,800	461,500	542,500	584,000
67			358,400	399,800	461,800	543,400	584,300
68			359,200	400,900	462,300	544,300	584,700

69			360,000	401,800	462,700	545,200	585,100
70			360,900	402,700	463,000	545,800	585,400
71			361,800	403,500	463,300	546,200	585,600
72			362,700	404,300	463,700	546,500	585,900
73			363,300	405,100	464,100	547,000	586,300
74			364,000	405,900	464,500	547,200	586,600
75			364,500	406,800	465,100	547,300	586,900
76				407,600	465,700	547,400	587,200
77				408,400	466,300	547,600	587,600
78				409,200	466,800	547,700	587,900
79				410,100	467,400	547,800	588,200
80				410,900	468,100	547,900	588,600
81						548,100	589,000
82						548,200	589,200
83						548,300	589,500
84						548,500	589,800
85						548,900	590,300
86							590,700
87							591,100
88							591,500
89							591,900
90							592,400
91							592,800
92							593,200
93							593,600
94							594,000
95							594,400
96							594,800
97							595,200
98							595,600
99							596,100
100							596,500
101							596,900
102							597,300
103							597,700

104							598,100
105							598,500

別表第2（第11条第2項 本給表S）

号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	152,700	168,800	193,400	219,900	256,100	283,000	313,300
2	153,700	170,700	194,500	221,300	257,500	284,600	315,200
3	155,100	172,300	195,600	222,500	258,600	286,000	316,800
4	156,600	173,900	197,100	223,400	260,000	287,500	318,600
5	157,900	175,200	197,800	224,300	261,700	289,000	320,300
6	159,100	177,000	198,900	225,300	263,100	290,700	322,100
7	159,800	178,200	199,900	226,700	264,700	292,400	323,900
8	160,500	179,700	201,000	228,000	266,200	294,100	325,800
9	161,300	181,000	202,100	229,000	267,600	295,800	327,600
10	162,000	182,400	202,900	230,200	268,700	297,500	329,500
11	163,000	183,300	204,400	231,500	270,000	299,200	331,300
12	163,700	184,700	205,500	232,700	271,300	300,900	333,200
13	164,500	185,600	207,000	233,700	272,700	302,400	335,000
14	165,400	186,800	207,900	234,900	273,600	304,000	336,600
15	166,300	187,600	209,000	236,000	274,900	305,600	338,200
16	167,300	188,700	210,200	237,100	276,200	307,200	340,100
17	168,000	189,700	211,100	238,100	277,400	308,800	341,800
18	168,600	190,800	212,500	239,200	278,600	310,600	343,600
19	169,300	191,700	213,600	240,200	279,700	312,200	345,600
20	169,900	192,800	214,200	241,300	280,900	313,800	347,300
21	170,600	193,600	215,400	242,300	282,200	315,500	349,000
22	171,300	194,400	216,700	243,500	283,400	317,200	350,900
23	172,100	195,300	217,400	244,400	284,700	318,700	352,900
24	172,800	196,200	218,600	245,400	286,000	320,100	354,800
25	173,500	197,100	219,700	246,400	287,100	321,700	356,700
26	174,200	197,800	220,700	247,400	288,500	323,300	358,600
27	175,000	198,700	221,700	248,400	289,900	324,900	360,300
28	175,500	199,600	222,600	249,600	291,200	326,500	362,000
29	176,000	200,400	223,700	250,600	292,500	328,300	363,800

30	176,400	201,100	224,600	251,700	293,700	329,900	365,500
31	176,900	202,100	225,600	252,900	295,000	331,700	367,200
32	177,400	203,000	226,600	254,100	296,400	333,200	368,900
33	177,700	203,800	227,600	255,200	297,600	335,000	370,600
34	178,100	204,800	228,400	256,300	298,900	336,800	372,100
35	178,500	205,600	229,500	257,400	300,200	338,300	373,700
36	178,900	206,400	230,600	258,300	301,500	339,800	375,500
37	179,200	207,300	231,600	259,300	302,600	341,400	377,200
38	179,400	208,100	232,400	260,100	303,900	343,000	379,000
39	179,600	208,700	233,500	261,000	305,100	344,600	380,600
40	179,800	209,200	234,300	262,000	306,100	346,300	382,200
41		209,700	235,200	262,900	307,300	347,900	383,800
42		210,200	236,200	263,800	308,500	349,700	385,200
43		210,600	237,000	264,500	309,800	351,200	386,500
44		211,100	237,900	265,200	310,800	352,700	387,900
45		211,800	239,100	265,900	312,000	354,300	389,100
46		212,300	239,600	266,600	313,100	356,000	390,400
47		212,800	240,200	267,300	314,300	357,500	391,700
48		213,400	240,800	267,900	315,200	359,100	392,800
49		214,100	241,300	268,500	316,200	360,600	394,200
50		214,600	241,700	269,200	317,200	362,100	395,200
51		215,300	242,300	269,600	318,200	363,600	396,300
52		216,000	242,900	270,200	318,800	364,400	397,100
53		216,700	243,500	270,800	319,200	365,800	398,200
54		217,400	244,200	271,300	319,700	366,900	399,200
55		218,100	244,700	272,000	320,100	368,100	400,200
56		218,800	245,400	272,700	320,300	369,400	401,100
57		219,500	245,800	273,300	320,700	370,600	402,000
58		220,200	246,300	273,900	321,000	371,800	402,900
59		221,000	247,000	274,500	321,200	372,800	403,800
60		221,700	247,600	275,100	321,700	374,000	404,600
61			247,900	275,700	321,900	375,000	405,400
62			248,400	276,400	322,100	376,000	406,300
63			248,900	277,100	322,400	377,100	407,100
64			249,300	277,800	322,600	378,100	407,900

65			249,900	278,400	322,800	379,100	408,600
66			250,400	279,200	323,100	379,800	408,800
67			250,900	279,900	323,300	380,400	409,000
68			251,400	280,600	323,600	381,000	409,300
69			252,000	281,300	323,900	381,600	409,600
70			252,600	281,900	324,100	382,100	409,800
71			253,300	282,500	324,300	382,300	409,900
72			253,900	283,000	324,600	382,600	410,100
73			254,300	283,600	324,900	382,900	410,400
74			254,800	284,100	325,200	383,000	410,600
75			255,200	284,800	325,600	383,100	410,800
76				285,300	326,000	383,200	411,000
77				285,900	326,400	383,300	411,300
78				286,400	326,800	383,400	411,500
79				287,100	327,200	383,500	411,700
80				287,600	327,700	383,500	412,000
81						383,700	412,300
82						383,700	412,400
83						383,800	412,700
84						384,000	412,900
85						384,200	413,200
86							413,500
87							413,800
88							414,100
89							414,300
90							414,700
91							415,000
92							415,200
93							415,500
94							415,800
95							416,100
96							416,400
97							416,600
98							416,900
99							417,300

100							417,600
101							417,800
102							418,100
103							418,400
104							418,700
105							419,000